

令和6年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）に係る要望調査

機械装置の要望にあたって（注意事項等）

要望調査の取りまとめにあたっては、必ず本資料をご一読下さい。
なお、第1回要望調査からの変更はありません。

目次

- 1 令和5年度からの変更点等
- 2 スケジュール
- 3 対象機械装置について
- 4 要望取りまとめにあたっての注意事項
 - (1) 機械装置の区分・仕様等で対象となる機械装置について
 - (2) 過年度の機械導入事業で導入したホイールローダー等で使用するためアタッチメントを単体で要望する場合の注意事項
 - (3) その他の注意事項

※以下の資料も必ずご参照下さい

- ・ 令和6年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）参加要望書様式（サンプルデータ入り）
- ・ 令和6年度 導入の必要性と成果目標、補助対象機械装置一覧《一般枠用》
- ・ 対象機械装置一覧（令和6年1月19日現在：未定稿）《一般枠用》
- ・ （参考様式）畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）要望調査用紙（様式、記入例）
- ・ 事業実施要領、畜産クラスター関連事業Q&A等

1 令和5年度からの変更点等

(1) 対象機械装置

「ラグーンポンプ」が要望できるようになりました

→18堆肥調製散布関係機械装置→1堆肥散布機→5ラグーンポンプ（ストラリータンカーによる液肥散布作業の用途に限る）

※液肥散布作業のためにラグーンからストラリータンカーに積み込む用途に限ります。

※飼養区分「飼料受託等」は要望できません。

※上記の機械装置が要望可能な「導入の必要性」は『令和6年度導入の必要性と成果目標、補助対象機械装置一覧《一般枠用》』を参照して下さい。

(2) 令和6年度導入の必要性と成果目標、補助対象機械装置一覧の変更（追加）

①「11堆肥調製散布関係機械装置」を要望できる「導入の必要性」が追加されました。

飼養区分	導入の必要性（項番）
・酪農	17、18
・肉用牛（肥育）	17、18
・肉用牛（一貫）	17、18
・肉用牛（繁殖）	17、18
・養豚	16、17
・採卵鶏	16、17
・ブロイラー	15、16
・その他家畜（やぎ・めん羊・馬）	17、18
・その他家畜（合鴨・うずら）	15、16

※導入の必要性（項番）は『令和6年度導入の必要性と成果目標、補助対象機械装置一覧《一般枠用》』を参照。

(3) 参加要望書の様式

- ・参加要望書の様式の変更点は、『令和5年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）参加要望書様式《一般枠用》（参考様式、R5年度からの変更点の説明入り）』の通り。
- ・今回の要望調査でも、令和5年度に準じて飼養区分（畜種）ごとに設定された「導入の必要性」から要望内容に該当するものを選択し、「導入の必要性」ごとに設定された「現状値・目標値」に関する数値を所定の欄に入力頂きます。
- ・「導入の必要性」ごとに選択できる「補助対象機械装置区分」が違います。
 - 別添資料『令和6年度 導入の必要性と成果目標、補助対象機械装置一覧』
 - 別添資料『対象機械装置一覧（令和6年1月19日現在：未定稿）《一般枠用》』
- ・飼養区分ごとに選択できる「導入の必要性」及び「成果目標の種類」「算定根拠」「機械装置の区分」の考え方等は4ページ以降を参照して下さい。

(参考) 要望書様式の「Step2 (導入の必要性・成果目標)」の考え方

→あわせて別添資料『令和5年度 導入の必要性と成果目標、補助対象機械装置一覧』『令和5年度要望調査提出データ作成用様式』を参照して下さい

※肉用牛(肥育)を例に説明します

[ア] 選択肢から該当する「導入の必要性」を選択して下さい(最大3つまで)

- ・「飼養頭羽数の増加による出荷数量の増」
 - ・「給餌作業の省力化」
- を導入の必要性として決定

[イ] [ア]で選択した「導入の必要性」のうち成果目標の前提となるものを決めて下さい

- ・「飼養頭羽数の増加による出荷数量の増」
- を成果目標の前提として決定

[ウ] [イ]で決めた「導入の必要性」に設定された「成果目標の種類」を選択して下さい

- ・「飼養頭羽数の増加による出荷数量の増」を選んだ場合、成果目標は次の2つから選択できます
- ①販売額の5%(8%)以上の増加
 - ②農業所得又は営業利益の5%(8%)以上の増加
- ここでは「販売額の5%(8%)以上の増加」を成果目標として決定 ※導入の必要性によっては成果目標は1種類のみものがあります

[エ] [ウ]の「成果目標の種類」に応じて「算定根拠」が設定されています。「算定根拠」に基づいた「現状値」「目標値」を入力します。

- ・「販売額の5%(8%)以上の増加」を選択した場合、成果目標の「算定根拠」欄に設定されている「出荷数量(肥育牛)」が当該要望の成果目標となります。
 - ・①②③の欄には設定されている以下の情報の現状値・目標を入力します
- ①年間販売頭数(頭/年)
 - ②販売単価(円/頭)
 - ③の欄は使用しません
- ※別途配布する要望調査提出データ作成用様式(Excel形式)では、選択した「算定根拠」に応じて①②③の欄の単位が自動的に表示されます。

Step3で要望する機械装置の情報を入力します

(補足)

①3ページの説明は、『令和6年度 導入の必要性と成果目標、補助対象機械装置一覧』の以下の[]に沿って説明したものです。

飼養区分	導入の必要性	成果目標の種類	成果目標の算定根拠（現状値・目標値）				
			算定根拠	現状値・目標値の①の値の単位	現状値・目標値の②の値の単位	現状値・目標値の③の値の単位	現状値・目標値の④の値の単位
肉用牛（肥育）	1 飼養頭羽数の増加による出荷数量の増	販売額の5%(8%)以上の増加 農業所得又は営業利益の5%(8%以上)の増加	出荷数量（肥育牛） 農業所得・営業利益	頭/年（年間販売頭数） 円（農業所得・営業利益）	円/頭（販売単価）		円
	2 分娩間隔の短縮による出荷数量の増	販売額の5%(8%)以上の増加 農業所得又は営業利益の5%(8%以上)の増加	出荷数量（肥育牛） 農業所得・営業利益	頭/年（年間販売頭数） 円（農業所得・営業利益）	円/頭（販売単価）		円
	3 受胎率の向上による出荷数量の増	販売額の5%(8%)以上の増加 農業所得又は営業利益の5%(8%以上)の増加	出荷数量（肥育牛） 農業所得・営業利益	頭/年（年間販売頭数） 円（農業所得・営業利益）	円/頭（販売単価）		円
	4 事故率の低減による出荷数量の増	販売額の5%(8%)以上の増加 農業所得又は営業利益の5%(8%以上)の増加	出荷数量（肥育牛） 農業所得・営業利益	頭/年（年間販売頭数） 円（農業所得・営業利益）	円/頭（販売単価）		円
	5 堆肥販売額の増	販売額の5%(8%)以上の増加 農業所得又は営業利益の5%(8%以上)の増加	販売量（堆肥） 農業所得・営業利益	t/年（年間販売量） 円（農業所得・営業利益）	円/t（販売単価）		円
	6 6次化による加工品の販売量・販売額の増	販売額の5%(8%)以上の増加 農業所得又は営業利益の5%(8%以上)の増加	販売額（加工品） 農業所得・営業利益	円/年（年間販売額） 円（農業所得・営業利益）			円
	7 預託頭数の増	販売額の5%(8%)以上の増加 農業所得又は営業利益の5%(8%以上)の増加	預託頭数 農業所得・営業利益	頭/年（年間預託頭数） 円（農業所得・営業利益）	円/頭（預託料）		円
	8 肉質向上による販売額の増	販売額の5%(8%)以上の増加 農業所得又は営業利益の5%(8%以上)の増加	出荷数量（肥育牛） 農業所得・営業利益	頭/年（年間販売頭数） 円（農業所得・営業利益）	円/頭（販売単価）		円
	9 飼養期間短縮による出荷数量の増	販売額の5%(8%)以上の増加 農業所得又は営業利益の5%(8%以上)の増加	出荷数量（肥育牛） 農業所得・営業利益	頭/年（年間販売頭数） 円（農業所得・営業利益）	円/頭（販売単価）		円
	10 給餌作業の省力化	生産コストの5%(8%)以上の削減	労働費	円/人/年（労働費）	人（従事者数）		円
	11 哺乳管理の省力化	生産コストの5%(8%)以上の削減	労働費	円/人/年（労働費）	人（従事者数）		円

②『飼養区分』は次のものから該当するものを選択して下さい。

なお、複数にまたがる場合は要望する当該機械装置を主に利用する畜種等を選択して下さい（特に肉用牛は間違いが多いのでご注意ください）

- ・酪農
- ・肉用牛（肥育）
- ・肉用牛（一貫）
- ・肉用牛（繁殖）
- ・養豚
- ・採卵鶏
- ・ブロイラー
- ・その他家畜（やぎ、めん羊、馬）
- ・その他家畜（合鴨、うずら）
- ・飼料受託等

※令和2年度要望調査までの「飼料生産受託組織等経営高度化支援事業」に相当する要望をされる場合、飼養区分は「飼料受託等」を選択して下さい。

3 スケジュール

①要望の取りまとめ

- ・ 配布された資料等をもとに、各取組主体の要望の取りまとめを進めて下さい
- ・ 取組主体への要望内容の調査には、「（参考様式）畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）要望調査用紙」を活用して下さい（同様式ではなく、協議会独自の様式で調査頂いても構いません）

②要望提出用データの作成

- ・ 手引等を参照し、取りまとめた要望内容を同様式に入力して下さい

③要望提出用データの提出

- ・ 窓口団体が設定した〆切日までに、指定された要望データ等を窓口団体へ提出して下さい

④配分予定額の通知

- ・ 令和6年5月末を予定しています

3 対象機械装置について

①補助対象の機械装置については 「一般に市販されているものを対象とし、試験研究のために製造された機械装置については、補助対象としない」とされています（事業実施要領 別紙2 第4の2 抜粋）

②要領別紙2の別表1の補助対象機械装置は、以下の考え方に基づくものとします。このため、機能・性能が、仕様等に例挙される機械装置と同等と判断される機械装置を対象とします。（畜産クラスター関連事業Q&A抜粋）

【補助対象となる機械装置の基本的な考え方】

当該機械装置が単独で導入又は他の補助対象機械装置と一体的に導入されることにより、飼養管理作業、飼料生産・調製作業、家畜ふん尿処理作業の一部を高度化、省力化することで収益性向上に資する機械装置であること（畜舎や堆肥舎及びそれと同等の機能を有する設備等は対象外とします）。

ただし、以下に掲げるものについては、施設と判断されるもの又は畜産経営とは言い難いものへの支援になること等の理由から補助対象にしておりません。

(1) 家畜飼養管理施設、家畜排せつ物処理施設及びそれと同等の機能を有する機械・設備及び搾乳用施設設備
例) 組立て式簡易型畜舎、密閉型縦型（横型）発酵装置、ユニット式排水処理装置、ミルクングパーラー及びその内部機械装置 等

(2) と畜・食鳥処理に係る設備・機械
例) 背割り機、皮はぎ機、脱骨機 等

(3) 取組に比較し過大となる食肉加工・乳製品加工装置

例) 中心的な経営体が生産する畜産物を利用した6次産業化的な取組を支援しており、その枠を超えるものは対象としません

また、本事業は、畜産クラスターの枠組みで支援を行うものであること及び機械導入事業としての適正性を担保する観点から、

- ・ 都道府県知事が認定した畜産クラスター計画において、行動計画に位置付けられ、取組に直接必要な機械装置であること
- ・ 機械装置の価格が明らかであり、機能や効果について畜産現場で一定の評価を得たものであること
- ・ リース方式の場合は、リース物件として扱えるものとして、リース期間を原則として7年以内で設定できるものであること
が必要です。

なお、単に既存の機械装置の更新ではなく、その機械装置の活用により、生産コストの低減、畜産物の高付加価値化、畜産物等の新規需要の創出及び飼料自給率の向上を通じた収益性の向上が求められることに留意いただく必要があります。

4 要望取りまとめにあたっての注意事項

(1) 機械装置の区分・仕様等で対象となる機械装置について

- ①「堆肥調製散布関係機械装置」としてのホイルローダー、スキッドステアローダー、ショベルローダーは、「切返作業機（堆肥の切り返し用）」として補助対象となっておりますが、畜舎の除糞作業用としては補助対象になっておりません
- ②「飼料収穫・調製用機械装置」の「サイレージ等取出・積込機」としてホイルローダーとベールグラブを要望する場合は、ホイルローダーとベールグラブを個別に要望していただく必要があります。その際、必ず双方の機械装置を要望様式の「一体的な要望」欄で指定して下さい。
※ホイルローダー等をバケットで堆肥切り返し作業用、及びベールグラブを装着して飼料収穫作業用として要望する場合は、ホイルローダーは「堆肥調製散布関係機械装置」、ベールグラブは「飼料収穫・調製機械装置」として要望し、必ず双方の機械装置を要望様式の「一体的な要望」欄で指定して下さい。
- ③「飼料収穫・調製用機械装置」としてのフォークリフトは、「サイレージ等取出・積込機」としてのみ補助対象です
- ④「飼料調製用機械装置」としてのフォークリフトは、「TMR調製作業用」として要望される場合のみ補助対象です
- ⑤「エコフィード調製・給与関係機械装置」としてのフォークリフト、ホイルローダーは、「エコフィード調製作業用」として要望される場合のみ補助対象です。
- ⑥「飼料給与関係機械装置」としてフォークリフト、ホイルローダー、スキッドステアローダー、ショベルローダー、テレハンドラーは補助対象になっておりません。そのため、フィーダーホッパー、ベールフィーダーと一体的な要望をされても補助対象となりません。
- ⑦「飼料収穫・調製用機械装置」の「刈取機」について、トラクターの前後に取り付ける機械装置は、個別に要望していただく必要があります（例：バタフライモア及びフロントディスクモア等はそれぞれ要望する必要があります）
- ⑧稲わら収集を主目的として要望される場合の区分は、「飼料収穫・調製用機械装置」ではなく「その他飼料生産関係機械装置」の機械装置を選択して下さい

(2) 過年度の機械導入事業で導入したホイールローダー等で使用するためアタッチメントを単体で要望する場合の注意事項

- ・ 令和5年度要望調査に引き続き、過去の機械導入事業で導入したホイールローダー等を動力源としてベールクラブやサイレージカッターなどのアタッチメント単体での要望を可能とします。
- ・ ただし、次の条件等を満たした場合としますので、要望時に県庁の確認を受けて下さい。

【条件等】

- ①当該動力源の導入目的の作業に支障が無いこと
- ②動力源に改造が必要な場合、その費用（部品代、加工費等）は全額自己負担であること
- ③要望時の県庁との協議において、①の確認を経ていること

なお、この条件等を確認するため、事業参加申請時に所定の様式（事業参加申請 別紙様式1）を添付して頂きます。

また、申請内容によっては事業参加承認されない場合がありますのでご了承下さい。

(3) その他の注意事項

- ① **×切を過ぎて提出された要望は受け付けられません**
- ② その他、以下について精査の上、要望の提出をお願いいたします
 - ・ 事業対象外の機械装置が含まれていないか確認して下さい。
 - ・ 要望書の「機械装置名」は、添付『対象機械装置一覧』の「機械装置名」欄に記載の名称を選択して下さい。
(例) 「ジャイロレーキ」を要望する場合は「レーキ」を選択
 - ・ **要望の単位は、添付『対象機械装置一覧』の「機械装置名」ごととして下さい。**
 - ・ 知事の特認が必要な機械装置の要望を出される際は、要望を提出される前に県庁担当課に確認をお願いいたします。
 - ・ **取組主体（転貸の場合は貸付主体も）が事業実施要領の事業要件を満たしているか確認して下さい。**
- ③ ルールに沿わない要望書の精査・再確認のため、配分予定額の通知まで時間を要いたします。そのため、円滑な事業執行のためにご協力をお願いいたします（※要望提出用データは、要望提出前に記載内容のチェックがかかり、ルールに沿っていない要望は提出できないようになる予定です。
- ④ **令和5年度の要望調査において要望内容に間違いがあった協議会にあっては、同じ間違いが無いように関係者で情報を共有し、複数の担当者で要望内容の確認をおこなって下さい。**

⑤ 要望書のStep4にある「成果目標の達成状況」欄の記入方法

- ・ 過去（平成28年度～令和4年度）に機械導入事業を実施した際の成果目標の達成状況を、**協議会が確認の上**、記入（選択）します
- ・ 当該年度に導入した機械装置の成果目標が達成している場合は「○」を、未達成の場合は「×」を、当該年度に機械装置を導入していない場合は「-」を記入（選択）して下さい
- ・ **当該年度に複数の機械装置を導入した場合で、1つでも未達成の機械装置があった場合は「×」を記入（選択）して下さい**

【記入例】

- ・ 平成28年度に「ホイローダー」「ペールグラブ」を導入して、**両方とも成果目標を達成した。**
- ・ 平成29年度に「ミキサーフィーダー（牽引式）」「分娩監視カメラ」を導入し、「ミキサーフィーダー（牽引式）」は**成果目標を達成したが**、「分娩監視カメラ」は**成果目標を達成できなかった。**
- ・ 平成30年度、令和元年度に導入した機械装置はない。

この場合、以下のように入力します。

優先順位 ※2	国産チーンズ振興枠 ※3	環境優先枠との一体性 ※4	畜産経営継承支援事業との一体性 ※5	所属（団体等名）	中心的経営体確認 ※7	取組主体等名 ※8	成果目標の達成状況 ※21					
							うち搾乳牛、繁殖雌牛、母豚	(H28)年度導入	(H29)年度導入	(H30)年度導入	(R1)年度導入	
入力時の注意	選択肢から選択	選択肢から選択	選択肢から選択	選択肢から選択or入力	選択肢から選択		半角で入力	選択肢から選択				
9				●●県酪農協	○	1 藤 酪九朗	45	○	×	-	-	
10				●●県酪農協	○	1 藤 酪九朗	45	○	×	-	-	

「(xx)年度導入」とは、当該機械装置を「要望した年度」ではなく、当該機械装置を「実際に導入した年度」です。

同一取組主体が複数の機械装置を要望する場合、この欄は各行ごとに同じ内容が記入されているか確認して下さい。

※今回の要望調査では令和4年度導入分までの入力が必要です

⑥成果目標が未達成者の要望に係る注意事項

- ・ 機械導入事業を活用し、平成28年度から令和3年度に機械を導入した取組主体のうち、成果目標が未達成の場合は、今年度の事業参加要望はできません。
- ・ そのため、都道府県と要望に係る協議を行う際は、「成果目標の達成状況」欄の入力は間違いがないように注意して下さい。
(※令和5年度要望調査において要望提出後に訂正された協議会が複数ありました。)
- ・ ただし、『令和6年度の成果報告で確実に成果目標の達成が見込まれると都道府県が確認した場合』には、事業参加要望を行うことができます。
- ・ なお、協議会での令和6年度の成果報告に関する検証作業の遅れ等によって、成果報告内容が十分に検証出来ていない場合、成果目標が未達成の場合と同じ扱いとなりますのでご注意ください。
- ・ 本件についてご不明な点は、窓口団体もしくは県庁畜産主務課へお問い合わせ下さい。

⑦参加要望書の作成にあたっては、項目によって注意事項等が定められています。事業実施要領 別紙2の別記様式第1号のページに記載されていますが、参考までに次ページに掲載していますので、よく確認の上、要望書を作成して下さい。

※事業実施要領は以下のアドレスで公開されています

https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/tikusan_sogo/1_cluster_27_kura.html

参考：参加要望書の注意事項等

※詳細は、事業実施要領を参照してください。

- ※2 都道府県の意見を反映した機械装置ごとの優先順位とし、同一順位は不可（電子媒体で提出の際はセルの変更もしないこと）。なお、機械装置と各種アタッチメント等を一体的に導入したい場合には、優先順位は連番とし、備考欄に「○番と一体的導入」と記入。
- ※3 飼料増産優先枠を利用して機械装置を導入する場合は○を記入。
- ※4 省エネ優先枠を利用して機械装置を導入する場合は○を記入。
- ※5 畜産経営基盤継承支援事業と一体的に機械装置を導入する場合は○を記入。
- ※6 施設整備との一体性は、機械装置の導入に併せ、当該年度内に畜舎等施設整備を行う場合とし、「活用事業」は1（畜産クラスター事業）、2（他の事業）、3（自己資金）のいずれかの番号を記入。また、「整備時期・内容」に施設名、整備予定年月を記入。
- ※7 畜産クラスター計画の中心的な経営体に位置づけられている場合は○、同計画を申請中の場合は△を記入。
- ※8 取組主体の場合にあつては取組主体氏名を、貸付主体の場合にあつては組織名を記入。
- ※9 認定農業者については「認定」、新規就農者については「新規」、認定農業者・新規就農者に該当する2者以上で構成する集団については「集団」、その他の場合は「団体等」と記入。飼料生産受託組織等については1（面積拡大）、2（収穫量増加）、3（飼料自給率増加）を記入し、複数の場合は1・2、1・3、2・3、1・2・3と記入。
- ※10 飼養区分は「酪農」、「肉用牛（肥育）」、「肉用牛（一貫）」、「肉用牛（繁殖）」、「養豚」、「採卵鶏」、「ブロイラー」、「その他家畜」、「飼料受託等」を記入。複数にまたがる場合には当該機械装置を主に利用する畜種等を記入。なお、「その他家畜」の場合は備考欄に飼養畜種を記入。
- ※11 飼養頭数は飼養区分に応じた現在の総頭羽数を記入（事業区分2の事業を除く）。なお、酪農について「搾乳牛頭数」、肉用牛については「繁殖雌牛頭数」、養豚について「母豚頭数」を内訳として記入し、その他の家畜又は該当がない場合は記入不要。
- ※12 協議会において確認の上、記入。
- ※13 規模・数量が妥当である場合は○を記入。
- ※14 既存の機械装置がある場合は○を記入。
- ※15 導入の必要性について記入（複数可）。
- ※16 クラスター計画に記載しているテーマのうち、取り組むテーマ（i：新規就農の確保、ii：担い手の育成、iii：労働負担の軽減、iv：飼養管理の改善等を通じた収益力の強化、v：国産飼料の拡大、vi：畜産環境問題への対応、vii：既存の生産基盤の有効活用、viii：経営資源の継承）の番号を記入（複数の取組を行う場合は、該当する全ての番号を記入すること）。
- ※17 補助対象機械装置の法定耐用年数を踏まえ、「1：販売額の5%以上の増加」、「2：生産コストの5%以上の削減」、「3：農業所得又は営業利益の5%以上の増加」、「4：自給飼料収穫量又は利用量の5%以上の増加」（飼料生産受託組織等に限る。）、「5：国産飼料の給与割合を34%以上」（飼料増産優先枠で機械を導入する者に限る）、「6：電力使用量又は燃料使用量の5%以上の削減」（省エネ優先枠で機械を導入する者に限る）、のいずれかを設定し、番号を記入。なお、経営区分が大規模経営の場合、番号1～4については5%を8%に読み換える。
- ※18 成果目標の算定根拠に用いた頭数、出荷数量、単価等の値を①から③の欄に記入の上、備考欄に①から③の名称及び計算方法等を記入。
- ※19 算定根拠として飼養頭羽数の増加、出荷数量の増加、販売額の増加等を具体的に記入。
- ※20 成果目標値は、定量的かつ検証可能な算定根拠を設定し、クラスター協議会において、現状値及び目標値の根拠となる資料を保管。成果目標値は、増加（削減）率（%）＝{(事業実施翌年度の値－事業実施前年度の値)／事業実施前年度の値}×100(%)を記入。ただし、飼料増産優先枠の成果目標については、総飼料給与量に対する国産飼料給与量とし、現状値を下回らないこと。省エネ優先枠の成果目標値については、前年同月比の値による削減率とする。
- ※21 協議会において、過去に本事業を実施した際の成果目標の達成状況として、達成している場合は「○」を、未達成の場合は「×」を、導入していない場合は「－」を記入。ただし、複数の目標を設定している場合は未達成の場合を優先して記入。
- ※22 従業員数は、正規雇用者数（ただし、経営主の親、子、兄弟姉妹及び配偶者を除く。）を記入。
- ※23 経営規模の区分は、正規雇用者数が常時6人以上（実施要領別紙2の第8の2の(1)で規定する家族を除く。）の経営体、常時農業従事者若しくは家族以外の者が議決権を有する株式会社又は常時農業従事者若しくは家族以外の者を社員に含む持株会社に該当する場合は「1：大規模経営」を記入し、大規模経営に該当しない場合は「2：中小規模経営」の番号を記入。
- ※24 あらかじめ中古品を要望することが確実な場合は、備考欄に「中古品」と記載し、「残存期間（法定耐用年数－経過年数）」を記入。